

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和5年3月

法務省人権擁護局調査救済課



人権イメージキャラクター

人KENまもる君

人KENあゆみちゃん

こども・若者の救済に係る新たな取組

～「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」
(令和4年11月10日「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議)を踏まえて～

全体の動向

○ 相談実績

受付相談件数 3,650件（累計）

旧統一教会関係の相談									旧統一教会関係以外の相談
① 金銭的トラブル	② 身体的被害及びその危険、行為の強制	③ 生活苦	④ 誹謗中傷・嫌がらせ	⑤ 個人情報の悪用	⑥ 心の悩み（心の健康に関する問題も含む）	⑦ 親族間の問題	⑧ 行政に関する相談	⑨ その他	
1,615	96	53	72	25	195	311	558	421	806

※ 相談内容が複数ある場合は重複して計上しているため、受付相談件数とは一致しない。

○ 相談者の年齢

○ 相談者の年齢

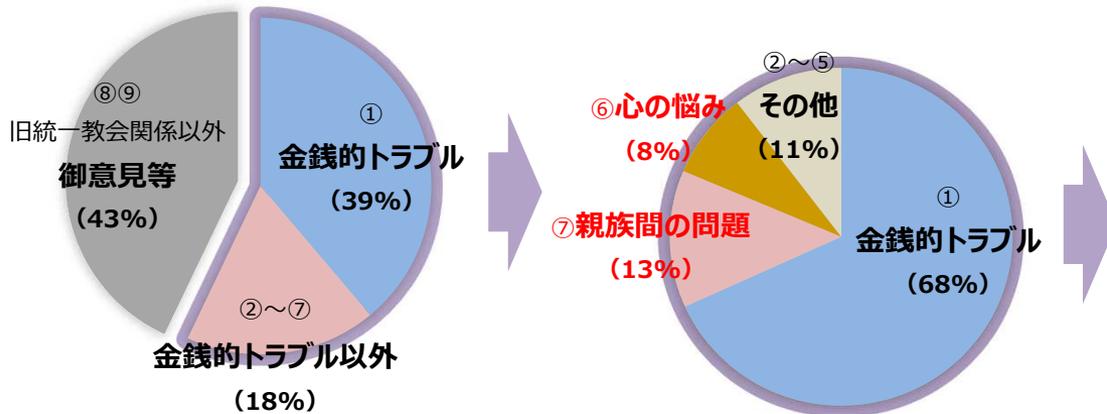
成年（18歳以上）	未成年	不明
96.6%	0.1%	3.3%

○ 相談者の性別

男性	女性	不明
42.0%	57.6%	0.4%

○ 相談類型

うち旧統一教会によるとされた被害に関する相談
2,367件（相談実績の①～⑦）



合同電話相談窓口からの紹介先

紹介先	件数	割合
法テラス	1,246	68.4%
消費者ホットライン	136	7.5%
よりそいホットライン	119	6.5%
警察	115	6.3%
法務局（人権相談）	43	2.4%
精神保健福祉センター	38	2.1%
生活困窮者自立支援機関	32	1.8%
その他	92	5.0%

金銭的トラブル（1,615件）

○ 直近の金銭支出時期

1年以内	17%
2～5年以内	8%
6～10年以内	10%
11～20年以内	16%
20年越え	37%
不明	12%

○ 相談主体

信者	元信者	親族	知人等	不明
7%	24%	50%	16%	3%

○ 金銭支出の目的 ※

物品	献金	役務	不明
54%	47%	12%	15%

※ 同一の相談での対象が複数の場合は重複して計上。

○ 金銭支出の経緯

靈感商法的言動	強要的言動	不明
29%	3%	68%

○ 相談者又は金銭支出者の状況

生活保護	自己破産	年金費消	預金消失	不明
0.3%	1.3%	1.2%	14.2%	83.0%

○ 相談例

- ・ 信者であった10年間、祝福結婚、先祖解怨などの名目で、数百万円から10万程度の献金を多数回繰り返し返してきたが、取り戻せるか。
- ・ 信者である家族が、これまで1億円を超える献金をしたため、自己破産したほか、私はその家族のために借入れも行っている。返金を求めたい。
- ・ 信者である家族は、ここ数年1,000万円弱の献金をするため、生命保険を担保に借金し、公共料金も支払っていない。どうしたら良いか。
- ・ 私は信者でないが、数年前、除霊のためと言われて壺を買い、健康食品等も購入した。返金を求めたい。

金銭的トラブル以外の相談例（752件）

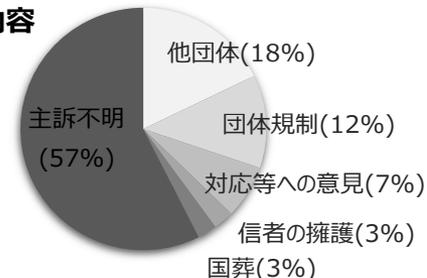
- ・ 2世信者であるが、幼少期からの環境等によりうつ病を発症したので医療機関などを紹介してほしい。
- ・ **2世信者であるが、家族から離れて暮らしたい。独立したい。**
- ・ 信者である配偶者に自分の年金を献金につき込まれ、生活が苦しい。
- ・ 退会しようとしたところ、脅迫のような行為を受けた。
- ・ **両親が収入の多くを献金してしまうため、経済的に苦しく、就学が困難である。**
- ・ 2世信者であるが、高校生のころ関係者から1週間断食をさせられたことがあった。

御意見等（1,785件）

○ 類型

⑧行政に関する相談	⑨その他	旧統一教会関係以外の相談
31%	24%	45%

○ 内容



1) 金銭的トラブルに関する相談対応の強化

- 相談集中強化期間中の相談内容は、**金銭的トラブルが多数**。
- 紹介先の窓口として、「**法テラス**」が大多数を占めたほか、「**消費者ホットライン**」や「**警察**」も一定数あった。
 - ⇒ **法的に複雑な問題**を含むものが多く、**法律の専門家による助力が不可欠**。
 - ⇒ **消費者行政の一層の推進**
警察による適切な関与も必要。
- これらを踏まえ、
 - **総合法律支援体制の充実・強化**
 - **日本弁護士連合会との連携強化**
 - **適切な消費生活相談対応**
 - **適切な警察相談対応・違法行為の取締り**等を一層推進する。

2) 精神的な支援等の充実、こどもの救済

- 相談集中強化期間中の相談内容等には、**信者の家族や2世信者**について、**親族間の問題、心の悩みや生活困窮**を訴えるものも一定数存在。
- 紹介先の窓口として、「**よりそいホットライン**」や「**生活困窮者自立支援機関**」もあり。
 - ⇒ **孤独・孤立、心の問題**や**生活困窮に関する支援**
 - ⇒ **学校生活**を含む、**子どもに対する支援**が必要。
- これらを踏まえ、
 - **孤独・孤立対策のためのチャットボットの充実**
 - **精神保健福祉センターによる精神科医療機関の紹介対応の推進**
 - **生活困窮者への自立支援の推進**
 とともに、「こども」の心理的・福祉的支援の観点から、
 - **スクールソーシャルワーカーによる関係機関との連携・支援**や**スクールカウンセラーによる心のケア**の推進
 - **市町村及び児童相談所における虐待対応の周知**
 - **こどもの人権擁護活動の強化**等を強力に推進する。

3) その他の全般的対策

- 靈感商法等に関する**消費者教育の取組強化**による被害の未然防止（手口や対処法に関する各種教材の充実等）。
- **現行法を活用した国民向けの分かりやすい法的整理（Q&A）**を発信・周知する。
- これを含めた相談のノウハウ等に関して**各種研修を充実**させる。
- 関係省庁間で「**相談内容が宗教に関わることを理由として消極的な対応をしないこと**」等を**確認（申合せ）**。
- 申合せをも踏まえ、関係省庁において**必要な通知文書**を発出する。
- 相談集中強化期間を延長し、**合同電話相談**を継続する。

被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策（抄）

令和4年11月10日
「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議

4 精神的・福祉的支援の充実

- 精神保健福祉センターにおける相談や精神科医療機関の紹介対応の推進
- **生活困窮者自立支援**
 - ・ ハローワーク等との連携や自立相談支援機関の就労支援員による支援等
 - ・ **学習支援、育成環境改善の助言、進路選択に関する情報提供等のこどもの学習・生活支援**
- 孤独・孤立対策ウェブサイトのチャットボットの充実
- 関係機関・団体と法テラス（心理専門職等を配置）との連携強化

5 こども・若者の救済

(1) 虐待、いじめ、貧困等の具体的事象の発見

- 市町村及び児童相談所における虐待対応（Q & Aの作成、SNS相談の整備）
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援の推進
- **法務局におけるこどもの人権擁護活動の強化（SOSミニレター、SNSによる人権相談等）**
- 「見守りネットワーク」（消費者安全確保地域協議会）に関する財政支援、担い手の養成講座の実施
- 大学生協と連携した靈感商法等の情報提供
- チャットボット等、若年層に親しみやすいデジタル技術を活用した周知・啓発

(2) 心のケア、学習・生活支援等

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる取組の推進（再掲）
- 精神保健福祉センターの取組の推進（再掲）
- ハローワーク等を通じた就労支援、高等教育の修学支援新制度等を通じた**修学支援、生活困窮者自立支援におけるこどもの学習・生活支援**（再掲）

(3) 教育の充実

- 人権擁護機関による「人権教室」、出前講座等の消費者教育（再掲）

本日、第3回「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議が開催され、「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」がとりまとめられ、今後の取組として、本年11月14日から合同電話相談窓口の機能等を継承した対応窓口を法テラスに設置（別添2参照）するとともに、**生活困窮者自立支援として、**

- ・ ハローワーク等との連携や自立相談支援機関の就労支援員による支援等や、
- ・ 学習支援、育成環境改善の助言、進路選択に関する情報提供等のこどもの学習・生活支援（子どもの学習・生活支援事業）

を推進することとされました。（別添1参照《略》）

貴所管福祉事務所及び生活困窮者自立相談支援機関におかれては、これまでも相談の内容に応じて適切に対応いただいていると承知しておりますが、本件について御了知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、引き続き、上記法テラスに設置される相談窓口からの紹介を含め、**福祉事務所及び生活困窮者自立相談支援機関に旧統一教会を背景とした生活困窮に関する相談があった際には、相談内容が宗教に関わることのみを理由として消極的な対応をしないよう御留意いただくとともに、必要に応じて警察、消費生活センター等の関係機関とも連携しつつ、適切に御対応いただき、生活困窮者への自立支援の一層の推進をお願いいたします。**

3 こどもを心理的・福祉的支援につなげるための人権相談・調査救済活動の強化

「子どもの人権110番」、「子どもの人権SOSミニレター」及びSNS(LINE)による人権相談を端緒に、宗教との関わり起因してこどもの権利・利益が脅かされているといった相談があれば、これを的確に把握し、以下のとおり、その主訴に応じた適切な助言や学校、児童相談所、地方自治体の児童福祉部局、生活困窮者自立相談支援機関、精神保健福祉センター等の関係機関との連携を含む実効的な相談対応等を積極的に実施する。

(3) 《略》当該こどもが属する世帯全体の生活困窮状態を把握したときは、地方自治体の児童福祉部局とも連携した上で、生活困窮者自立相談支援機関などを、うつなどの症状を把握したときは、精神保健福祉センターを通じて精神科医療機関を紹介するなどして、当該こどもが必要な支援を受けられるようにする。

いじめ、体罰、児童虐待等の子どもの人権問題への取組

○ SOSを逃がさないため、様々なツールにより相談しやすい体制を整備

- ・子供の人権**110番**（通話料無料）
- ・子供の人権**SOSミニレター**（便箋兼封筒、切手不要）
- ・子供の人権SOS－**eメール**
- ・SNS（**LINE**相談）



ミニレター

○ 人権侵害の疑いのある事案は、児童相談所や学校とも連携して対応

宗教との関わり起因してこどもの権利・利益が脅かされるといった相談があった場合、当該相談内容に即して適切な助言を行うほか、人権侵犯事件として援助の措置を講ずることも視野に入れ、以下の手順を参考とした対応を行う。

(2) こどもが属する世帯全体の生活困窮状態を把握したときは、就労支援等を行う「自立相談支援事業」、生活困窮世帯のこどもを対象とした学習支援、進路選択（教育、就労等）に関する相談を行う「子どもの学習・生活支援事業」といった生活困窮者自立支援制度の活用も考え、生活困窮者自立相談支援機関に相談する。具体的には、以下の手順により行うものとする。

ア 支援制度の活用について、相談者の意向を確認する。

イ 当該こどもが属する世帯が居住する地方自治体の自立相談支援機関の連絡先等を紹介する。

ウ 当該こどもが属する世帯の状況に応じて、生活困窮者自立相談支援機関への事前連絡や同行支援といった援助を行う。

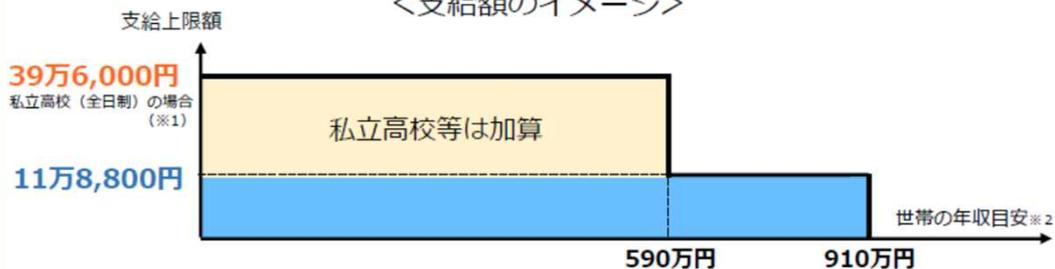
高等学校等就学支援金 返還不要の授業料支援



判定基準 (裏面参照) を満たした、日本国内に住所を有する方が対象です。

※ 学校種：高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校（高等課程）など

＜支給額のイメージ＞



※ 1 私立高校（通信制）は29万7,000円
 国公立の高等専門学校（1～3年）は23万4,600円が支給上限額

※ 2 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安（家族構成別の年収目安は裏面下表参照）

対象となる方の判定基準について

次の計算式（両親2人分の合計額）により判定します。

【計算式】

市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

上記による算出額 < **15万4,500円** ➔ **支給額：最大39万6,000円**

（15万4,500円以上）

< **30万4,200円** ➔ **支給額：11万8,800円**

高校生等奨学給付金～奨学のための給付金～

- 教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する
返還不要の給付金

- **生活保護世帯、住民税所得割が非課税の世帯**が対象。
 ※ **家計が急変して非課税相当になった世帯**も対象。

- **学校又は住所地の都道府県**への申し込みが必要。
 ※ 高等学校等就学支援金とは別の申し込みが必要。

令和4年度の給付額

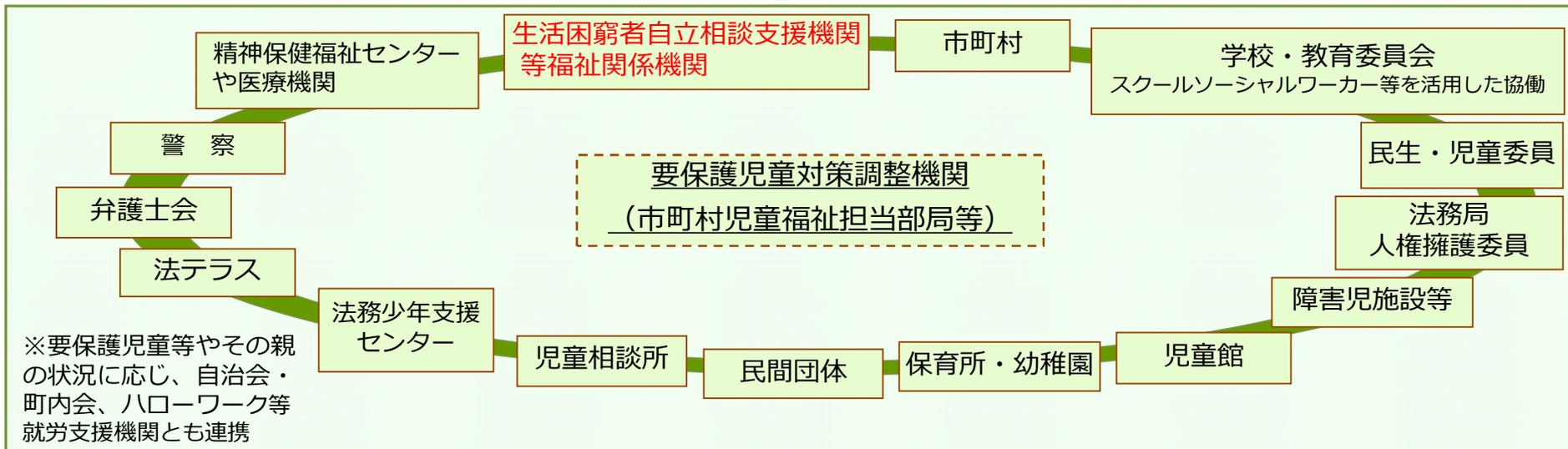
世帯状況	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯【全日制等・通信制】	32,300円	52,600円
非課税世帯【全日制等】（第1子）	114,100円	134,600円
非課税世帯【全日制等】（第2子以降） ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	143,700円	152,000円
非課税世帯【通信制・専攻科】	50,500円	52,100円

こどもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の活用

【要保護児童対策地域協議会】

- ・ 1,738市町村（全市町村の**99.8%**）に設置済み。要保護児童等の支援に関する情報の交換や支援内容の協議を実施。
- ・ 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等の連絡調整を行う「**要保護児童対策調整機関**」を設置。
- ・ **関係機関等に守秘義務**が設けられており、**個別ケース検討会議**を積極的に開催。
- ・ 関係機関等は、協議会からの資料又は情報の提供等必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずる努力義務。

支援に関連する機関・団体によるネットワークの構築



【取組内容】

- ① 支援に関連する機関・団体は、可能な範囲で、各市町村設置協議会に参加
- ② 関係機関等は、要保護児童等に関する事例について、必要に応じ、要保護児童対策調整機関に対し、**個別ケース検討会議の開催を要請**。同会議において支援内容を協議、実施及び進行管理。
- ③ 宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & Aをこの枠組みでも周知し、寄り添った支援を実施。